

文 京 区
耐 震 改 修 促 進 計 画

【令和5年度末時点での進捗状況検証】

令和7年3月

文 京 区

目 次

第1章 検証の目的	1
第2章 耐震化の現状と令和5年度末目標の達成状況	2
1. 一般住宅（戸建住宅・共同住宅）	2
2. 民間特定建築物	3
3. 特定緊急輸送道路沿道の建築物	4
4. 耐震化の現状と目標	5
5. 令和7年度末における住宅の耐震化率推計	6
第3章 文京区における支援策とこれまでの実績	7
1. 耐震診断・耐震改修等	8
(1) 耐震化促進事業	8
(2) 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業	10
(3) 一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業【令和6年4月から】	11
(4) 緊急道路障害物除去路線沿道建築物耐震化促進事業【令和6年4月から】	12
2. 安全対策	14
(1) 家具転倒防止器具設置助成事業	14
(2) 生垣造成補助事業	14
(3) 細街路拡幅整備事業	15
(4) ブロック塀等改修工事費助成	15
(5) 崖等整備資金助成事業	16
(6) 中高層共同住宅等エレベーター閉じ込め対策経費助成	17
3. 相談	18
(1) マンションアドバイザー制度利用助成	18
(2) 耐震個別相談会	18
(3) 耐震化アドバイザー派遣事業	19
4. 不燃化特区	20
(1) 不燃化推進特定整備事業（不燃化特区事業）	20
第4章 今後の取り組みの方向性	21
参考資料	22
(1) 東京都の耐震診断・耐震改修等助成制度等一覧	22
(2) 特別区における耐震改修促進計画の策定状況一覧	23

第 1 章 検証の目的

文京区では、住宅及び建築物の耐震化を促進することにより、区全体の災害に強いまちづくりの実現に向けて、地震による建築物の被害・損傷を最低限に止める減災の視点を基本において、区民の生命と財産を保護することを目的として「文京区耐震改修促進計画」（以下、「本計画」という。）を平成 20 年 3 月に策定し、直近では令和 3 年 3 月に改定した。

本計画について、目標年次である令和 7 年度末に向け、耐震化を計画的かつ総合的に促進し、併せて計画改定時の基礎資料とすることを目的とし、令和 5 年度末時点での耐震化率の検証を行った。

第2章 耐震化の現状と令和5年度末目標の達成状況

1. 一般住宅（戸建住宅・共同住宅）

平成10年～令和5年の住宅・土地統計調査結果をもとに、令和5年における住宅戸数を推計した。その結果、令和5年度末における区内の住宅戸数は135,334戸と推計された。この結果をもとに住宅の耐震化率^{※1}を算定すると、125,017戸（92.4%）の住宅が必要な耐震性を満たし、残りの10,317戸（7.6%）の住宅が必要な耐震性を満たしていないと推計された。

表2-1 住宅の耐震化の状況（令和5年度末）

（単位：戸）

住 宅		昭和56年 以前の住宅	昭和57年 以降の住宅	住宅数	耐震性を満 たす住宅数	耐震化率 (令和5年度末)
種別	構造	a	b	a+b=c	d	d/c
戸建住宅	木造	4,418	11,443	15,861	12,556	79.2%
	非木造	1,217	5,438	6,655	6,167	92.7%
	小 計	5,635	16,881	22,516	18,723	83.2%
共同住宅 (長屋住宅含む)	木造	1,813	4,305	6,118	4,789	78.3%
	非木造	14,592	92,108	106,700	101,505	95.1%
	小 計	16,405	96,413	112,818	106,294	94.2%
住宅総数		22,040	113,294	135,334	125,017	92.4%

※1：耐震性を満たす住宅戸数(昭和57年以降の住宅戸数+昭和56年以前の住宅のうち、耐震性を満たす住宅戸数)が住宅戸数(昭和57年以降の住宅戸数+昭和56年以前の住宅戸数)に占める割合

2. 民間特定建築物

令和3年度から令和5年度までの特定建築物定期調査報告※2をもとに得られた民間特定建築物は、491棟である。このうち、463棟(94.3%)の建築物が必要な耐震性を満たしており、28棟(5.7%)の建築物が必要な耐震性を満たしていないと推計された。

表 2-2 民間特定建築物の耐震化の現状

(単位：棟)

民間特定建築物	昭和 56 年以前 の建築物 a	昭和 57 年以降 の建築物 b	建築物数 a+b=c	耐震性を満たす 建築物数 d	耐震化率 (令和5年度末) d/c
防災上特に重要な建築物 (学校、病院等)	36	96	132	126	95.5%
要配慮者が利用する 建築物(社会福祉施設等)	1	68	69	68	98.6%
不特定多数の者が 利用する建築物 (百貨店、ホテル、劇場等)	28	51	79	66	83.5%
その他の建築物	27	184	211	203	96.2%
合 計	92	399	491	463	94.3%

注：表の数値は特定建築物定期調査報告から推計した数であり、区内の民間特定建築物の総数を示すものではない。

※2：本計画では、不特定多数の者が利用する建築物(特定建築物)の維持保全状況を調査し、特定行政庁に報告する建築基準法第12条第1項に定める制度である特定建築物定期調査報告により把握した建築物(住宅を除く)を民間特定建築物として推計した。

3. 特定緊急輸送道路沿道の建築物

特定緊急輸送道路^{※3}沿道の建築物で、高さが道路幅員のおおむね1/2を超える建築物は、平成23年の特定緊急輸送道路指定時には819棟であった。

令和5年度末の時点において、692棟（84.5％）の建築物^{※4}が必要な耐震性を満たしており、127棟（15.5％）の建築物が必要な耐震性を満たしていない。

表 2-3 特定緊急輸送道路沿道の建築物

（単位：棟）

特定緊急輸送道路沿道の 建築物	高さが道路幅員のおおむね 1/2を超える建築物 a	耐震性を満たす建築物数 ^{※4} b	耐震化率 (令和5年度末) c=b/a
合 計	819	692	84.5%

※3：「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」第7条に基づき、特に沿道建築物の耐震化を図る必要があると認める道路として、知事が指定した道路をいう。

※4：平成23年の特定緊急輸送道路の指定以降に解体された建築物を含む。

4. 耐震化の現状と目標

対象建築物の種類ごとにおける、現状の耐震化率と令和5年度末、7年度末の耐震化率の目標値はそれぞれ下表のとおりである。

表 2-4 耐震化率の現状と目標

建築物の種類	耐 震 化 率			備 考
	現 状 (令和5年度末)	目 標 (令和5年度末)	目 標 (令和7年度末)	
一般住宅	92.4%	93.5%	95%	戸建住宅、共同住宅
民間特定建築物	94.3%	98%	おおむね解消	
特定緊急輸送道路 沿道の建築物	84.5%	88%	90%	

令和5年度末において、いずれの建築物についても、現状の耐震化率は目標に達しておらず、令和7年度末の計画目標に向けて、耐震化の普及啓発、耐震化促進事業等の施策展開を積極的に行い、耐震化のペースを加速させていく必要がある。

なお、特定緊急輸送道路沿道の建築物については、今後も引き続き東京都と連携し、耐震化の取り組みを行っていく。

5. 令和7年度末における住宅の耐震化率推計

文京区における令和7年度末の住宅の耐震化率は、図2-1のとおり推計される。

令和5年度末(92.4%・グラフ左端)から、施策によるものを含まない自然更新により耐震化が進んだ場合、令和7年度末では、92.9%(耐震性あり130,163戸、耐震性不十分9,985戸)まで耐震化率が上昇することとなる(グラフ中央)。

令和7年度末での耐震化率の目標である95%(耐震性あり133,141戸、耐震性不十分7,007戸)を達成するためには、この自然更新による耐震化に加えて、積極的な施策展開により、耐震性を満たす住宅をさらに2,978(133,141-130,163)戸増加していく必要がある(グラフ右端)。

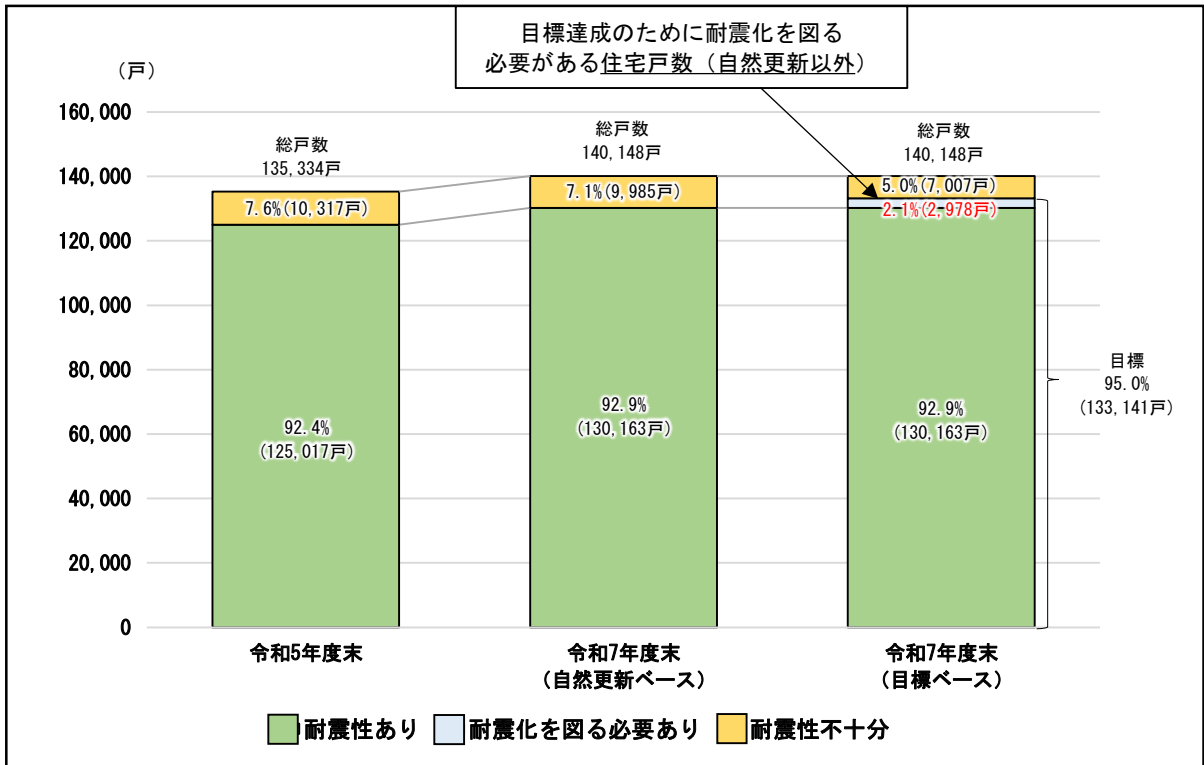


図2-1 耐震化の目標達成のために必要な住宅戸数(令和7年度)

表2-5 令和7年度における住宅の耐震化率(推計) (単位: 戸)

住 宅		昭和56年 以前の住宅	昭和57年 以降の住宅	住宅数	耐震性を満 たす住宅数	耐震化率 (令和7年度末)
種別	構造	a	b	a+b=c	d	d/c
戸建住宅	木造	4,109	11,975	16,084	13,011	80.9%
	非木造	1,216	5,691	6,907	6,419	92.9%
	小 計	5,325	17,666	22,991	19,430	84.5%
共同住宅 (長屋住宅含む)	木造	1,686	4,505	6,191	4,956	80.0%
	非木造	14,574	96,392	110,966	105,777	95.3%
	小 計	16,260	100,897	117,157	110,733	94.5%
住宅総数		21,585	118,563	140,148	130,163	92.9%

第3章 文京区における支援策とこれまでの実績

文京区の耐震診断・耐震改修助成等制度等一覧

区分	事業名	所管部局 担当課
1. 耐震診断・耐震改修等	(1) 耐震化促進事業	都市計画部 地域整備課
	(2) 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業	都市計画部 地域整備課
	(3) 一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業 【令和6年4月から】	都市計画部 地域整備課
	(4) 緊急道路障害物除去路線沿道建築物耐震化促進事業 【令和6年4月から】	都市計画部 地域整備課
2. 安全対策	(1) 家具転倒防止器具設置助成事業	総務部 防災課
	(2) 生垣造成補助事業	土木部 みどり公園課
	(3) 細街路拡幅整備事業	都市計画部 地域整備課
	(4) ブロック塀等改修工事費助成	都市計画部 地域整備課
	(5) 崖等整備資金助成事業	都市計画部 地域整備課
	(6) 中高層共同住宅等エレベーター閉じ込め対策経費助成	総務部 防災課
3. 相談	(1) マンションアドバイザー制度利用助成	都市計画部 住環境課
	(2) 耐震個別相談会	都市計画部 地域整備課
	(3) 耐震化アドバイザー派遣事業	都市計画部 地域整備課
4. 不燃化特区	(1) 不燃化推進特定整備事業（不燃化特区事業）	都市計画部 地域整備課

注：事業内容は令和6年4月現在の内容を記載

1. 耐震診断・耐震改修等

(1) 耐震化促進事業

名 称	耐震化促進事業
概 要	耐震性能が低く地震に弱い住宅は、住む人だけでなく、近隣や地域に大きな影響をもたらし、「安全で安心して住めるまち」にするためには、まち全体を災害に強い構造にする必要がある。 そこで文京区では、建築物の所有者に対し、耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事や除却の費用の一部を助成する。
助成の対象 及び 助成の内容	ア 耐震診断助成 (1) 木造建築物（一般） 〔対象建築物〕 ①昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された旧耐震基準の木造建築物 ②昭和 56 年 6 月 1 日～平成 12 年 5 月 31 日に建築された新耐震基準の木造建築物で、平屋建て又は 2 階建てで、木造在来軸組工法であるもの 耐震診断は、一般財団法人日本建築防災協会発行「耐震診断基準」又は「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づいて行うこと。 耐震診断に要した費用の 10 分の 8（上限 10 万円） (2) 木造建築物（高齢者等居住） 〔対象建築物〕(1) に同じ 耐震診断に要した費用の 10 分の 10（上限 20 万円） (3) 非木造建築物 〔対象建築物〕昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された建築物 耐震診断に要した費用の 2 分の 1（上限 50 万円） (4) 特定既存耐震不適格建築物 〔対象建築物〕(3) に同じ 耐震診断に要した費用の 2 分の 1（上限 100 万円） (5) 分譲マンション 〔対象建築物〕(3) に同じ 耐震診断に要した費用の 2 分の 1（上限 150 万円） イ 耐震設計助成 〔対象建築物〕 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅で、耐震化基準を満たさない建築物（併用住宅を含み、延べ面積の 2 分の 1 以上を住宅の用に供するものに限る。） 耐震設計に要した費用のうち以下の金額を助成する。 (1) 非木造住宅 耐震設計に要した費用の 2 分の 1（上限 40 万円） (2) 分譲マンション 耐震設計に要した費用の 2 分の 1（上限 250 万円） ウ 耐震改修工事助成 耐震改修工事等に要した費用のうち以下の金額を助成する。 (1) 木造住宅耐震化助成（一般） 〔対象建築物〕 準防火地域内にある昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された旧耐震基準の木造住宅（共同住宅・併用住宅含む）で耐震化基準を満たさない建築物、又は、昭和 56 年 6 月 1 日～平成 12 年 5 月 31 日に建築された新耐震基準の木造住宅で、平屋建て又は 2 階建てで、木造在来軸組工法であるもの 耐震改修工事等に要した費用の 2 分の 1（上限 120 万円） (2) 木造住宅耐震化助成（高齢者等居住） 〔対象建築物〕(1) に同じ 耐震改修工事等に要した費用の 4 分の 3（上限 240 万円） (3) 木造住宅耐震シェルター等助成（一般） 〔対象建築物〕 昭和 56 年 5 月 31 日以前又は昭和 56 年 6 月 1 日～平成 12 年 5 月 31 日に着工された新耐震基準の木造建築物で、平屋建て又は 2 階建てで、木造在来軸組工法であるものに該当する木造住宅（併用住宅を含み、延べ面積の 2 分の 1 以上を住宅の用に供するものに限る。）で耐震化基準を満たさない建築物に

	耐震シェルター等の設置工事等を行うもの 耐震シェルター等の設置工事等に要した費用の2分の1（上限20万円） (4) 木造住宅耐震シェルター等助成（高齢者等居住） 〔対象建築物〕 (3)に同じ 耐震シェルター等の設置工事等に要した費用の4分の3（上限40万円） (5) 木造住宅不燃化助成 〔対象建築物〕 準防火地域内の耐震化促進地区にある(1)又は(2)の木造住宅耐震化助成を申請する建築物で、耐震改修工事に併せて外壁等の延焼の恐れのある部分を防火構造とし、屋根を一定基準の構造とする不燃化工事等を行うもの 不燃化工事等に要した費用の2分の1（上限20万円） (6) 木造住宅除却助成 〔対象建築物〕 昭和56年5月31日以前に着工された建築基準法第43条第1項に適合する木造住宅（併用住宅を含み、延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供するものに限る。）で耐震化基準を満たさない建築物の除却を行うもの 除却に要した費用の2分の1（上限100万円） (7) 非木造住宅耐震化助成 〔対象建築物〕 昭和56年5月31日以前に着工された非木造住宅（共同住宅・併用住宅含み、延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供するものに限る。）で耐震化基準を満たさない建築物 助成対象工事費の2分の1（上限300万円） (8) 分譲マンション耐震改修工事助成 〔対象建築物〕 昭和56年5月31日以前に着工された分譲マンション（延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供するものに限る。）で耐震化基準を満たさない建築物 助成対象工事費の2分の1（上限2,000万円） エ 細街路沿道木造住宅除却助成 〔対象建築物〕 準防火地域内にあるウの(1)又は(2)の木造住宅耐震化助成を申請する建築物で、耐震改修工事に併せて細街路及び隅切り用地に突出した建物部分を除却し、細街路拡幅整備を行うもの 除却に要した費用の4分の3（上限50万円）
所管部署	都市計画部 地域整備課

(2) 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業

名 称	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業																				
概 要	地震発生時において特定緊急輸送道路に係る沿道建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路及び輸送路を確保するため、沿道建築物の補強設計、耐震改修等に係る費用を助成することにより、当該沿道建築物の耐震化を促進し、もって災害に強いまちづくりを実現することを目的とする。																				
助成の対象 及び 助成の内容	〔対象建築物〕（次の全てに該当するもの） (1) 特定緊急輸送道路に接している建築物 (2) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された建築物 (3) 建築物の高さが道路幅員のおおむね 2 分の 1 より高いもの (4) 耐震診断の結果、耐震性が不足している建築物 ア 補強設計に要する費用の助成 助成金の額：計算式 1+計算式 2 計算式 1 助成対象事業費〔(ア)又は(イ)いずれか低い額（計算式 2 も同様）〕×助成率〔6 分の 5〕 ただし、助成対象事業費が 600 万円を超える場合は、助成対象事業費の 2 分の 1 に 200 万円加えた額とする。 (ア) 補強設計に要する費用 (イ) 次の A から C の費用の合計 <table border="0"> <tr> <td>A 延べ面積 1,000 m²以内の部分</td><td>5,000 円/m²</td></tr> <tr> <td>B 延べ面積 1,000 m²を超え延べ面積 2,000 m²以内の部分</td><td>3,500 円/m²</td></tr> <tr> <td>C 延べ面積 2,000 m²を超える部分</td><td>2,000 円/m²</td></tr> </table> 計算式 2 助成対象事業費×A/4（1/6 を上回る場合は 1/6）（A=計算式 1/助成対象事業費） イ 耐震改修に要する費用の助成 助成金の額：計算式 3+計算式 4 計算式 3 助成対象事業費〔(ア)又は(イ)のいずれか低い額（計算式 4 も同様）〕×助成率〔3 分の 1（マンション及び住宅にあつては 6 分の 5（上限 1 億 2,500 万円））〕 ただし、延べ面積が 5,000 m²を超える部分については、助成率を 6 分の 1 とする。 (ア) 耐震改修に要する費用 (イ) 次の A から D より算出した金額 <table border="0"> <tr> <td>A 住宅（マンションを除く）</td><td>34,100 円/m²（上限額 3 億 4,100 万円）</td></tr> <tr> <td>B マンション</td><td>50,200 円/m²（上限額 5 億 200 万円）</td></tr> <tr> <td>C 住宅以外</td><td>51,200 円/m²（上限額 5 億 1,200 万円）</td></tr> <tr> <td>D 免震工法等の特殊工法の場合</td><td>83,800 円/m²（上限額 8 億 3,800 万円）</td></tr> </table> 計算式 4 助成対象事業費×A/10（1/15 を上回る場合は 1/15）（A=計算式 3 or 計算式 5/助成対象事業費） ウ 建替え・除却に要する費用の助成 助成金の額：計算式 5+計算式 4 計算式 5 助成対象事業費〔(ア)、(イ)又は(ウ)のいずれか低い額〕×助成率〔3 分の 1〕 ただし、分譲マンションを除く延べ面積が 5,000 m²を超える部分については、助成率を 6 分の 1 とする。 (ア) 耐震改修に要する費用相当額 (イ) 次の A から C より算出した金額 <table border="0"> <tr> <td>A 住宅（マンションを除く）</td><td>34,100 円/m²（上限額 3 億 4,100 万円）</td></tr> <tr> <td>B マンション</td><td>50,200 円/m²（上限額 5 億 200 万円）</td></tr> <tr> <td>C 住宅以外</td><td>51,200 円/m²（上限額 5 億 1,200 万円）</td></tr> </table> (ウ) 除却に要する費用（除却助成の場合のみ）	A 延べ面積 1,000 m ² 以内の部分	5,000 円/m ²	B 延べ面積 1,000 m ² を超え延べ面積 2,000 m ² 以内の部分	3,500 円/m ²	C 延べ面積 2,000 m ² を超える部分	2,000 円/m ²	A 住宅（マンションを除く）	34,100 円/m ² （上限額 3 億 4,100 万円）	B マンション	50,200 円/m ² （上限額 5 億 200 万円）	C 住宅以外	51,200 円/m ² （上限額 5 億 1,200 万円）	D 免震工法等の特殊工法の場合	83,800 円/m ² （上限額 8 億 3,800 万円）	A 住宅（マンションを除く）	34,100 円/m ² （上限額 3 億 4,100 万円）	B マンション	50,200 円/m ² （上限額 5 億 200 万円）	C 住宅以外	51,200 円/m ² （上限額 5 億 1,200 万円）
A 延べ面積 1,000 m ² 以内の部分	5,000 円/m ²																				
B 延べ面積 1,000 m ² を超え延べ面積 2,000 m ² 以内の部分	3,500 円/m ²																				
C 延べ面積 2,000 m ² を超える部分	2,000 円/m ²																				
A 住宅（マンションを除く）	34,100 円/m ² （上限額 3 億 4,100 万円）																				
B マンション	50,200 円/m ² （上限額 5 億 200 万円）																				
C 住宅以外	51,200 円/m ² （上限額 5 億 1,200 万円）																				
D 免震工法等の特殊工法の場合	83,800 円/m ² （上限額 8 億 3,800 万円）																				
A 住宅（マンションを除く）	34,100 円/m ² （上限額 3 億 4,100 万円）																				
B マンション	50,200 円/m ² （上限額 5 億 200 万円）																				
C 住宅以外	51,200 円/m ² （上限額 5 億 1,200 万円）																				
所管部署	都市計画部 地域整備課																				

(3) 一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業 【令和6年4月から】

名 称	一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業
概 要	地震発生時において一般緊急輸送道路に係る沿道建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路及び輸送路を確保するため、沿道建築物の耐震診断、補強設計、耐震改修等に係る費用を助成することにより、当該沿道建築物の耐震化を促進し、もって災害に強いまちづくりを実現することを目的とする。
助成の対象 及び 助成の内容	〔対象建築物〕(次の全てに該当するもの) (1) 一般緊急輸送道路に接している建築物 (2) 昭和56年5月31日以前に着工された建築物 (3) 建築物の高さが道路幅員のおおむね2分の1より高いもの (4) 耐震診断の結果、耐震性が不足している建築物(耐震診断助成を除く。) ア 耐震診断に要する費用の助成(上限200万円) 〔(ア)又は(イ)のいずれか低い額〕×助成率〔10分の9〕 (ア) 耐震診断に要する費用 (イ) 次のAからCの費用の合計 A 延べ面積1,000㎡以内の部分 3,670円/㎡ B 延べ面積1,000㎡を超え延べ面積2,000㎡以内の部分 1,570円/㎡ C 延べ面積2,000㎡を超える部分 1,050円/㎡ イ 補強設計に要する費用の助成(上限200万円) 〔(ア)又は(イ)のいずれか低い額〕×助成率〔2分の1〕 (ア) 補強設計に要する費用 (イ) 次のAからCの費用の合計 A 延べ面積1,000㎡以内の部分 5,000円/㎡ B 延べ面積1,000㎡を超え延べ面積2,000㎡以内の部分 3,500円/㎡ C 延べ面積2,000㎡を超える部分 2,000円/㎡ ウ 耐震改修に要する費用の助成(上限1,000万円) 〔(ア)又は(イ)のいずれか低い額〕×助成率〔2分の1〕 (ア) 耐震改修に要する費用 (イ) 次のAからDより算出した金額 A 住宅(マンションを除く) 34,100円/㎡ B マンション 50,200円/㎡ C 住宅以外 51,200円/㎡ D 免震工法等の特殊工法の場合 83,800円/㎡ エ 建替え・除却に要する費用の助成(上限1,000万円) 〔(ア)、(イ)又は(ウ)のいずれか低い額〕×助成率〔2分の1〕 (ア) 耐震改修に要する費用相当額 (イ) 次のAからDより算出した金額 A 住宅(マンションを除く) 34,100円/㎡ B マンション 50,200円/㎡ C 住宅以外 51,200円/㎡ D 免震工法等の特殊工法の場合 83,800円/㎡ (ウ) 除却に要する費用(除却助成の場合のみ)
所管部署	都市計画部 地域整備課

(4) 緊急道路障害物除去路線沿道建築物耐震化促進事業【令和6年4月から】

名 称	緊急道路障害物除去路線沿道建築物耐震化促進事業
概 要	地震発生時において緊急道路障害物除去路線に係る沿道建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、避難路及び輸送路を確保するため、沿道建築物の耐震診断、補強設計、耐震改修等に係る費用を助成することにより、当該沿道建築物の耐震化を促進し、もって災害に強いまちづくりを実現することを目的とする。
助成の対象 及び 助成の内容	〔対象建築物〕 (1)敷地が緊急道路障害物除去路線に接する建築物 (2)昭和56年5月31日以前に着工された建築物 (3)建築物の高さが道路幅員のおおむね2分の1より高いもの (4)耐震診断の結果、耐震性が不足している建築物（耐震診断助成を除く。） ア 耐震診断に要する費用の助成（上限200万円） 〔(ア)又は(イ)のいずれか低い額〕×助成率〔2分の1〕 (ア) 耐震診断に要する費用 (イ) 次のAからCの費用の合計 A 延べ面積1,000㎡以内の部分 3,670 円/㎡ B 延べ面積1,000㎡を超え延べ面積2,000㎡以内の部分 1,570 円/㎡ C 延べ面積2,000㎡を超える部分 1,050 円/㎡ イ 補強設計に要する費用の助成（上限200万円） 〔(ア)又は(イ)いずれか低い額〕×助成率〔2分の1〕 (ア) 補強設計に要する費用 (イ) 次のAからCの費用の合計 A 延べ面積1,000㎡以内の部分 5,000 円/㎡ B 延べ面積1,000㎡を超え延べ面積2,000㎡以内の部分 3,500 円/㎡ C 延べ面積2,000㎡を超える部分 2,000 円/㎡ ウ 耐震改修に要する費用の助成（上限1,000万円） 〔(ア)又は(イ)のいずれか低い額〕×助成率〔2分の1〕 (ア) 耐震改修に要する費用 (イ) 次のAからDより算出した金額 A 住宅(マンションを除く。) 34,100 円/㎡ B マンション 50,200 円/㎡ C 住宅以外 51,200 円/㎡ D 免震工法等の特殊工法の場合 83,800 円/㎡ エ 建替え・除却に要する費用の助成（上限1,000万円） 〔(ア)、(イ)又は(ウ)のいずれか低い額〕×助成率〔2分の1〕 (ア) 耐震改修に要する費用相当額 (イ) 次のAからDより算出した金額 A 住宅(マンションを除く。) 34,100 円/㎡ B マンション 50,200 円/㎡ C 住宅以外 51,200 円/㎡ D 免震工法等の特殊工法の場合 83,800 円/㎡ (ウ) 除却に要する費用(除却助成の場合のみ)
所管部署	都市計画部 地域整備課

表 3-1 耐震化促進事業の実績

(単位：棟)

年 度		平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
耐震 診断	木造	14 (9)	15 (9)	35 (16)	15 (4)	34 (20)	23 (6)	26 (12)
	非木造	2	4	2	2	2	1	1
	特定既存耐震 不適格建築物	2	1	0	1	1	0	0
	分譲マンション	2	3	3	2	0	0	1
	計	20	23	40	20	37	24	28
耐震 設計	非木造	1	2	0	0	0	1	0
	分譲マンション	0	1	1	0	3	0	1
	計	1	3	1	0	3	1	1
耐震 改修	木造	1 (0)	3 (2)	1 (1)	3 (2)	0 (0)	1 (1)	2 (2)
	非木造	1	1	1	1	0	1	1
	分譲マンション	0	0	2	1	1	1	0
	木造除却	12	16	30	21	25	26	23
	(木造不燃化)	0	1	0	1	0	0	0
	(細街路除却)	0	1	0	1	0	0	0
	(シェルター等)	0	0	0	0	0	1	0
	計	14	22	34	28	26	30	26
特定 緊急 輸送 道路 沿道 建築物	設計助成	2	2	1	0	0	1	2
	改修助成	1	2	2	2	0	0	0
	計	3	4	3	2	0	1	2
合 計		38	52	78	50	66	56	57

() 内は、高齢者等の内数

注：一般緊急輸送道路沿道建築物及び緊急道路障害物除去路線沿道建築物耐震化促進事業は、令和 6 年 4 月から開始のため未記載

2. 安全対策

(1) 家具転倒防止器具設置助成事業

名 称	家具転倒防止器具設置助成事業
概 要	大地震による家具類の転倒・落下は、負傷の原因になるとともに、救出・救護の障害になる。震災時において在宅での避難を促進するため家具の転倒防止器具の設置と、その費用の助成を行う。
助成の対象	区内在住する者、区内住宅1戸につき一回に限る。 ※個人で購入し、又は設置した後に助成金を求めることはできない。
助成等の内容	設置・器具購入費用（上限2万5千円） ※事前申請及び区指定事業者での設置・器具購入が必要となる。
所管部署	総務部 防災課

表 3-2 家具転倒防止器具設置助成事業の実績 (件)

年 度	令和3年	令和4年	令和5年
件 数	99	114	71

(2) 生垣造成補助事業

名 称	生垣造成補助事業
概 要	街並みの美しい景観形成や火災の延焼防止に効果がある生垣づくりを応援するため、道路に面する生垣の造成費用の一部を補助する。
補助の対象	次の条件を満たす生垣を新たに造る場合 ・道路に面していること。（細街路の場合は道路中心から2メートル以上後退していること。） ・生垣用樹木の高さが1メートル以上あること。 ・生垣の長さが連続して2メートル以上あること。 ・縁石等を設ける場合は高さが40センチメートル以下であること。 ・相互に葉が触れ合う程度に列をなして植えられ、かつ、健全なものであること。 ・フェンスを伴う場合は透視性の高いものであり、かつ生垣と一体となったものであること。 ・工事が申請年度の3月末までに完了すること。（実績報告書とその添付書類が全てそろふこと。） ・設置後10年以上保全すること。（保全出来なかった場合は、補助金の返還を求められることがある。）
補助等の内容	・生垣1メートルにつき18,000円の造成費。なおブロック塀等を撤去する場合は、1メートルにつき15,000円を加算する。 ・造成費用が上記金額に満たない場合は実費を補助する。
所管部署	土木部 みどり公園課

表 3-3 生垣造成補助事業の実績 (件、m)

年 度	～平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	計
補助件数	184	0	0	1	1	3	189
総延長	2,023	0	0	6	5	29	2,063

(3) 細街路拡幅整備事業

名 称	細街路拡幅整備事業
概 要	文京区内には道幅が4メートルに満たない道路が多く、緊急自動車の乗り入れや消防活動の妨げになる恐れのある箇所が数多く存在している。そこで、建築基準法第42条で定められた4メートル道路の確保と東京都建築安全条例による隅切り部分の整備を行うとともに、道路拡幅に伴う塀・擁壁等の撤去・設置等に対して助成を行っている。
助成等の内容	塀の撤去 1メートルあたり、1万5千円 塀の設置 1メートルあたり、1万5千円から3万円 擁壁・土留の撤去 1メートルあたり、7千円から2万7千円 擁壁・土留の設置 1メートルあたり、1万3千円から8万円 【助成額は、構造・高さによって設定されている。ただし、実際の工事等に要した費用がこれより少ない場合は、その要した費用を助成額とする。なお、擁壁・土留に対する助成の上限額は200万円】
所管部署	都市計画部 地域整備課

表 3-4 細街路拡幅整備事業の実績

年 度	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
件数(件)	226	196	200	225	210
整備延長(m)	2,596.3	2,126.7	2,567.3	2,597.1	2,720.6
後退面積(m ²)	3,273.1	2,626.8	3,012.8	2,618.8	2,645.6
隅切り(箇所)	42	31	53	50	47
年 度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
件数(件)	198	222	188	165	196
整備延長(m)	2,356.8	2,294.7	2,542.3	1,950.9	2,181.5
後退面積(m ²)	2,475.6	1,443.7	1,913.1	1,241.6	1,766.8
隅切り(箇所)	39	33	52	32	53

(4) ブロック塀等改修工事費助成

名 称	ブロック塀等改修工事費助成
概 要	地震時に倒壊の恐れがあり、十分な安全性が確保されていないと認められるブロック塀等の撤去及び作り替えに要する費用の一部を助成する。
助成の対象	・助成対象となる塀の所有者（ただし、国・地方公共団体等及び宅地建物取引業者その他不動産賃貸業を営むものが業として行うものを除く。） ・撤去：地震時に倒壊の恐れがあり、十分な安全性が確保されていないと認められるブロック塀、石造塀、レンガ塀で、一般の道路の交通の用に供する道に面するもの（ただし、文京区細街路拡幅整備の助成対象となる塀を除く。） ・設置：上記の塀の作り替えて、以下の全てに適合するもの ①フェンスによる塀で、道からの高さが2メートル未満 ②塀の基礎及び立ち上がり部分の構造が鉄筋コンクリート造による。
助成等の内容	塀の撤去 1メートルあたり、1万5千円 塀の設置 1メートルあたり、1万5千円から3万円 【助成額は、構造・高さによって設定されている。ただし、実際の工事等に要した費用がこれより少ない場合は、その要した費用を助成額とする。】
所管部署	都市計画部 地域整備課

表 3-5 ブロック塀等改修工事費助成の実績

(件/延長m)

年 度	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
利用実績	2/23.3	1/56.9	0/0	0/0	8/52.8
年 度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
利用実績	6/205.2	9/107.7	2/19.6	2/25.5	3/56.2

注：延長は撤去した塀の合計延長

(5) 崖等整備資金助成事業

名 称	崖等整備資金助成事業
概 要	崖崩れや擁壁崩壊は周辺の宅地や家屋にも被害を及ぼす。このような被害を未然に防止するために、崖・擁壁（以下「崖等」という。）の所有者は日ごろから維持・管理を心がけるとともに、安全性が不十分なものは改修を行うことが大切である。区では、崖等の整備又は崖下建築物の減災対策工事に要する費用の一部を助成する。
助成の対象	ア 崖等整備工事助成 〔助成対象者〕 崖等の所有者 〔助成対象工事〕 高さが2メートルを超える崖等（一部だけが2メートルを超えるものを含む。）に対して行う次に掲げる(1)又は(2)の工事 (1) 擁壁の築造に係る工事（工作物確認申請を要する工事） (2) 崖等の安全性が向上するものとして区長が認める工事 イ 崖下建築物の減災対策工事助成 〔助成対象者〕 崖等に接する崖下の土地又は建築物の所有者 〔助成対象工事〕 高さ2メートルを超える崖等に接する崖下の土地に、建築物（住宅又は居室を有する建築物）等を新築する際に、崖等の崩壊に対して安全になる次に掲げる(1)又は(2)の工事 (1) 防護壁を設置する工事 (2) 建築物の外壁を鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とする工事
助成等の内容	ア 崖等整備工事助成 助成金の額は、崖等整備工事に要する費用及び工事監理業務に要する費用の2分の1で以下の上限額とする。 (1) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域内 上限 1,000 万円 (2) (1)以外の区域 上限 200 万円 イ 崖下建築物の減災対策工事助成 助成金の額は、崖下建築物減災工事に要する費用及び工事監理業務に要する費用の2分の1とし、その上限は100万円とする。
所管部署	都市計画部 地域整備課

表 3-6 崖等整備資金助成事業の実績

(件)

年 度	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
利用実績	1	1	3	2	4	1

(6) 中高層共同住宅等エレベーター閉じ込め対策経費助成

名 称	中高層共同住宅等エレベーター閉じ込め対策経費助成								
概 要	建築物の高層化によって、エレベーターは上下階の移動手段として不可欠な設備となっている。地震発生時にエレベーターが緊急停止し、長時間閉じ込められてしまった場合に備え、文京区では区内の中高層共同住宅等に対し、エレベーター閉じ込め対策経費を助成する。								
助成の対象	・対象となる建築物 区内の中高層共同住宅等（下記参照）のうち、次の要件をいずれも満たすものとする。 (1) 当該年度に防災訓練を実施すること。 (2) エレベーター閉じ込め対策費用の助成金の交付を過去に受けた実績がないこと。 <table border="0"> <tr> <td>[用途地域]</td><td>[規模]</td></tr> <tr> <td>商業地域</td><td>敷地面積 500 m²以上又は延べ面積 2,000 m²以上</td></tr> <tr> <td>近隣商業地域</td><td>敷地面積 500 m²以上又は延べ面積 1,500 m²以上</td></tr> <tr> <td>上記以外の地域</td><td>敷地面積 400 m²以上又は延べ面積 1,000 m²以上</td></tr> </table>	[用途地域]	[規模]	商業地域	敷地面積 500 m ² 以上又は延べ面積 2,000 m ² 以上	近隣商業地域	敷地面積 500 m ² 以上又は延べ面積 1,500 m ² 以上	上記以外の地域	敷地面積 400 m ² 以上又は延べ面積 1,000 m ² 以上
[用途地域]	[規模]								
商業地域	敷地面積 500 m ² 以上又は延べ面積 2,000 m ² 以上								
近隣商業地域	敷地面積 500 m ² 以上又は延べ面積 1,500 m ² 以上								
上記以外の地域	敷地面積 400 m ² 以上又は延べ面積 1,000 m ² 以上								
助成等の内容	・エレベーター閉じ込め対策物資の購入に要する経費のうち、7万円を限度として区が助成する。								
所管部署	総務部 防災課								

表 3-7 エレベーター閉じ込め対策助成の実績

(件)

年 度	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
利用実績	10	5	10	3	2	4	43

3. 相談

(1) マンションアドバイザー制度利用助成

名 称	マンションアドバイザー制度利用助成
概 要	公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターが実施する「マンション管理アドバイザー制度」又は「マンション建替え・改修アドバイザー制度」を利用する管理組合等に対し、派遣料（税抜）を全額助成する。
対 象	アドバイザー制度を利用する区内の分譲マンションの管理組合等 ※ただし、建替え・改修アドバイザー制度のうち、Bコース（検討書の作成）は、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けていること。
業務内容等	マンションアドバイザー制度を利用する際に掛かる派遣料全額の助成 ※消費税、テキストの購入費、違約金等の費用は除く。 ※Aコースオプションは助成対象、Bコースオプションは助成対象外
所管部署	都市計画部 住環境課

表 3-8 マンションアドバイザー制度利用助成の実績 (件)

年 度	～平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
利用実績	7	0	0	1	0	4

(2) 耐震個別相談会

名 称	耐震個別相談会
概 要	耐震改修等を考える区民を対象に、専門家（一級建築士・弁護士・税理士）による無料の相談会を開催
所管部署	都市計画部 地域整備課

表 3-9 耐震個別相談会の実績 (回、件)

年 度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
相談会開催回数	4	1	3	3	3
相談会での相談件数	42	6	13	21	27

(3) 耐震化アドバイザー派遣事業

名 称	耐震化アドバイザー派遣事業
概 要	建築物の所有者が耐震化を進めていくためには、耐震化状況の把握やそれを踏まえた最適な改修工法の選択、合意形成など様々な課題を解決しなければならない。そこで、所有者の負担を軽減できるよう、建築の専門家の派遣を行う。
対 象	平成 12 年 5 月 31 日以前に着工された建築物（昭和 56 年 6 月 1 日から平成 12 年 5 月 31 日までの間に着工された建築物にあっては、地階を除く階数が 2 以下の木造建築物に限る。）
内 容	(1) 建物所有者が所有する、建物の設計図書などの図面の確認を行う。 (2) 建物の形状や状態について、目視による調査を行う。 (3) 耐震診断・耐震改修工事の必要性や、工事に至るまでの取り組み方法について、助言を行う。 (4) 耐震診断や耐震改修設計・工事に要する費用の説明や、文京区耐震化促進事業の紹介を行う。 (5) 当該建築物の現状、耐震化の手順、耐震改修工法の事例紹介等の説明を行う。 (6) 木造家屋簡易耐震診断を行う。 (7) その他、建物の耐震化に関する相談を行う。
所管部署	都市計画部 地域整備課

表 3-10 耐震化アドバイザー派遣事業の実績

(件)

年 度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
件 数	9	12	4	8

4. 不燃化特区

(1) 不燃化推進特定整備事業(不燃化特区事業)

名 称	不燃化推進特定整備事業(不燃化特区事業)	
概 要	不燃化特区に指定された大塚五・六丁目において、耐火性の高い建築物への建替えを促進するため、建築物の除却工事費や建替えに伴う建築設計費・住替えに要する費用等の一部を助成する。	
対 象	ア 不燃化建替えの促進助成 耐用年数(22年)の3分の2を経過している木造建築物(耐火建築物又は準耐火建築物は除く。) イ 老朽建築物の除却助成 昭和56年5月31日以前に建築された木造建築物であって、区の調査により危険であると認められたもの(耐火建築物又は準耐火建築物は除く。) ウ 住替え助成 (1) 不燃化建替えを行う建築物に継続して1年以上居住していること。 (2) 仮住居は昭和56年6月1日以後に建築された建築物であること。(木造の仮住居の場合は、原則2000年基準を満たすもの)	
業務内容等	ア 不燃化建替え促進助成(戸建住宅、共同住宅・長屋)	
	区分	算定基準(戸建住宅) 算定基準(共同住宅・長屋)
	除却費	次のうち、いずれか低い額 ・ 除却建築物の延べ床面積×25,000円/平方メートル ・ 実際に除却に要した費用 同左
	建築設計費(※1)	イ) 建築設計及び工事監理に要した費用 ロ) 助成対象床面積に応じて区が定める額 イ、ロのいずれか低い額×助成対象床面積率(住宅部分の割合)×3分の2
	※1 助成対象床面積の合計は300㎡を上限とする。	
	イ 老朽建築物除却助成	
	区分	算定基準
	除却費	次のうち、いずれか低い額 ・ 除却建築物の延べ床面積×25,000円/平方メートル ・ 実際に除却に要した費用
	ウ 住替え助成	
	区分	算定基準
	転居一時金 住居用家財移転費用(※2) 家賃	次のうち、いずれか低い額 ・ 世帯人数に応じて区が定める額 ・ 実際に移転に要した費用
	※2 仮住居から建替え後の建築物への移転は助成対象外とする。	
所管部署	都市計画部 地域整備課	

表 3-11 不燃化特区事業の助成実績

(件)

年 度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
建替え促進助成	4	11	2	2	5
老朽建築物除却助成	8	7	0	0	2
住替え助成	2	3	1	0	0

第4章 今後の取り組みの方向性

<住宅について>

住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（令和3年4月）に基づき、耐震診断実施後に耐震改修に至っていない住宅の所有者と、地域危険度測定調査（東京都）により危険度が高いと評価された地区に存する住宅の所有者に対し、令和4年度から順次ダイレクトメール（年間約1,000件）を送付している。そのうえで、希望があれば建築士による個別訪問を行い、直接的に耐震化を促す取り組みを実施している。令和7年度も継続して実施し、併せて相談会の開催や区報、ポスター掲示等の普及啓発を積極的に行うことにより、住宅の耐震化率の向上に取り組む。

<特定緊急輸送道路沿道建築物について>

特定緊急輸送道路沿道建築物のうち、 I_s 値 0.3 未満の建築物の所有者に対し、令和5年度にダイレクトメール（55件：既に申請中や相談中のものを除いた件数）の送付を実施した。令和6年度には東京都と連携し、特定緊急輸送道路沿道建築物（122件：既に申請中や相談中のものを除いた件数）の個別訪問を実施した。令和7年度も積極的な働きかけを実施し、耐震化率の向上に取り組む。

<その他>

令和6年度より、東京都の耐震改修促進計画（令和5年3月）を根拠として、一般緊急輸送道路沿道建築物、緊急道路障害物除去路線沿道建築物、2000年基準を満たさない在来軸組工法（平屋又は2階建て）の木造建築物に対する助成を開始した。令和7年度も継続して実施し、各建築物の耐震化の促進に取り組む。

参考資料

(1) 東京都の耐震診断・耐震改修等助成制度等一覧

事業種別	所管部局 担当課	事業名	制度の 種類	対象							概 要	
				戸建住宅	共同住宅	特定建築物			旅館・ホテルなど	社会福祉施設など	その他民間	対象となる建築物
						学校など	病院など					
耐震診断	生活文化スポーツ局 私学部私学振興課	私立学校安全対策 促進事業費補助金	補助			○						昭和 56 年 5 月 31 日以前 に建築された私立学校(幼 小中学校)の校舎・園舎等
	福祉局 障害者施策推進部 施設サービス支援課	社会福祉施設等耐震 化促進事業	補助							○		私立社会福祉施設等で昭 和 56 年 5 月 31 日以前に 建築された施設又は平成 12 年 5 月 31 日以前に新築 工事に着手した平屋建て 若しくは 2 階建てで在来 軸組工法の木造の建物
	保健医療局 医療政策部救急災害医療課	医療施設耐震化促進 事業	補助				○					救命救急センター、都指定 二次救急医療機関等
	産業労働局商工部 地域産業振興課	政策課題対応型 商店街事業	補助								○	昭和 56 年以前に設置され た商店街のアーケード、ア ーチ
耐震改修	生活文化スポーツ局 私学部私学振興課	私立学校安全対策 促進事業費補助金	補助			○						昭和 56 年 5 月 31 日以前 に建築された私立学校(幼 小中学校)の校舎・園舎等
	福祉局 障害者施策推進部 施設サービス支援課	社会福祉施設等耐震 化促進事業	補助							○		私立社会福祉施設等で昭 和 56 年 5 月 31 日以前に 建築された施設又は平成 12 年 5 月 31 日以前に新築 工事に着手した平屋建て 若しくは 2 階建てで在来 軸組工法の木造の建物
	保健医療局 医療政策部救急災害医療課	医療施設耐震化促進 事業	補助				○					救命救急センター、都指定 二次救急医療機関等
	保健医療局 医療政策部救急災害医療課	災害拠点病院等施設 整備費補助事業	補助				○					東京都災害拠点病院のう ち地方公共団体及び地方 独立行政法人以外の施設
	産業労働局商工部 地域産業振興課	政策課題対応型 商店街事業	補助								○	昭和 56 年以前に設置され た商店街のアーケード、ア ーチ

(2) 特別区における耐震改修促進計画の策定状況一覧

区	計画策定 (改訂) 年度	計画作成時			目標値				単位	備考
			年度	耐震化率	年度	目標	自然 更新分	施策 促進分		
千代田区	R3	住	R2	93.9%	R7	おおむね解消	—	—	戸	
		特	R2	92.6%	R7	95.0%	—	—	棟	民間特定建築物
		緊	R2	84.2%	R7	90.0%	—	—	棟	特定緊急輸送道路沿道建築物
		区	R2	100.0%	R7	—	—	—	棟	
中央区	R2	住	R2	94.4%	R7	おおむね解消	—	—	戸	
		特	R2	87.7%	R7	95.0%以上	—	—	棟	民間特定建築物
		緊	R2	82.2%	R7	90.0%以上	—	—	棟	一般緊急輸送道路沿道建築物
		区	R2	100.0%	R7	—	—	—	棟	
港区	R3	住	R2	91.8%	R8	95.0%以上	—	—	戸	
		特	R2	85.3%	R8	95.0%以上	—	—	棟	
		緊	R2	93.4%	R8	100.0%	—	—	棟	特定緊急輸送道路沿道建築物
		緊	R2	81.7%	R8	90.0%以上	—	—	棟	一般緊急輸送道路沿道建築物
		区	R2	100.0%	R8	100.0%	—	—	棟	
新宿区	R3	住	R元	94.9%	R9	おおむね解消	—	—	戸	
		特	R2	91.2%	R9	95.0%以上	—	—	棟	
		緊	R2	86.3%	R9	100.0%	—	—	棟	特定緊急輸送道路沿道建築物
		緊	R2	94.5%	R9	95.0%以上	—	—	棟	一般緊急輸送道路沿道建築物
		区	R2	100.0%	R9	—	—	—	棟	
文京区	R2	住	R元	92.0%	R7	95.0%	93.5%	1.5%	戸	
		特	R元	95.2%	R7	おおむね解消	—	—	棟	民間特定建築物
		緊	R元	83.5%	R7	90.0%	—	—	棟	特定緊急輸送道路沿道建築物
		区	R元	100.0%	R7	—	—	—	棟	
台東区	R3	住	R2	92.6%	R8	おおむね解消	95.3%	4.7%	戸	
		特	R2	90.6%	R8	95.0%	—	—	棟	民間特定建築物
		緊	R2	83.9%	R8	95%かつIs 値0.3 未満相当の 建築物を解消	—	—	棟	特定緊急輸送道路沿道建築物
		緊	R2	77.5%	R8	90.0%	—	—	棟	一般緊急輸送道路沿道建築物
		区	R2	99.0%	R8	100.0%	—	—	棟	
墨田区	R3	住	R2	95.0%	R7	98.0%	97.2%	0.8%	戸	
		特	R2	86.7%	R7	95.0%	92.6%	2.4%	棟	民間特定建築物
		緊	R2	89.0%	R7	※99.0%以上 (95%未満解消)	—	—	棟	特定緊急輸送道路沿道建築物 ※総合到達率かつ (区間到達率)
		緊	R2	79.3%	R7	90.0%	—	—	棟	一般緊急輸送道路沿道建築物
		区	R2	100.0%	R7	—	—	—	棟	
江東区	R2	住	R元	約92%	R7	おおむね解消	98.2%	1.8%	戸	
		特	R元	約90%	R7	95%以上	—	—	棟	民間特定建築物
		緊	R2	約87%	R7	※99.0%以上 (95.0%未満解消)	—	—	棟	特定緊急輸送道路沿道建築物 ※総合到達率かつ (区間到達率)
		緊	R2	約85%	R7	90%以上	—	—	棟	一般緊急輸送道路沿道建築物
		区	R元	100.0%	R7	—	—	—	棟	
品川区	R2	住	R2	91.1%	R7	おおむね解消	93.4%	6.6%	戸	
		特	R2	95.1%	R7	更なる耐震化の促進	—	—	棟	民間特定建築物
		緊	R2	83.6%	R7	95.0%	—	—	棟	緊急輸送道路沿道建築物
		区	R2	98.7%	R7	100.0%	—	—	棟	防災上重要な施設
目黒区	R2	住	R元	87.9%	R7	95.0%	95.0%	—	戸	
		特	R元	86.6%	R7	95.0%	—	—	棟	民間特定建築物
		緊	R元	84.0%	R7	※99.0%以上 (95%未満解消)	—	—	棟	特定緊急輸送道路沿道建築物 ※総合到達率かつ (区間到達率)
		区	R元	98.8%	R7	100.0%	—	—	棟	
大田区	R3	住	R2	91.0%	R7	おおむね解消	94.1%	5.9%	戸	
		特	R2	88.2%	R7	95%以上	91.2%	3.8%	棟	
		緊	R2	42.3%	R7	—	—	—	棟	特定緊急輸送道路沿道建築物
		区	R2	99.5%	R7	100% (できるだけ早期)	—	—	棟	
世田谷区	R3	住	R2	93.4%	R7	おおむね解消	—	—	戸	
		特	R元	91.5%	R7	95.0%	—	—	棟	
		緊	R2	85.0%	R7	※99.0%以上 (95.0%未満解消)	—	—	棟	特定緊急輸送道路沿道建築物 ※総合到達率かつ (区間到達率)
		区	R2	94.1%	R7	100% (できるだけ早期)	—	—	棟	
渋谷区	R2	住	R2	92.6%	R7	おおむね解消	94.2%	5.8%	戸	
				87.8%		95.0%	91.2%	3.8%	棟	
		特	R2	86.5%	R7	おおむね解消	88.6%	11.4%	棟	民間特定建築物
		緊	R2	82.2%	R7	おおむね解消	—	—	棟	特定緊急輸送道路沿道建築物
		緊	R2	82.7%	R7	90.0%	—	—	棟	一般緊急輸送道路沿道建築物
		区	R2	97.5%	R7	100.0%	—	—	棟	

(凡例) 住：住宅、特：特定建築物、緊：備考欄参照、区：区所有公共建築物

区	計画策定 (改訂) 年度	計画作成時			目標値				単位	備考
			年度	耐震化率	年度	目標	自然 更新分	施策 促進分		
中野区	R3	住	R2	90.3%	R8	100.0%	96.0%	4.0%	戸	
		特	R2	91.9%	R8	95.0%	—	8棟	棟	民間特定建築物
		緊	R2	89.3%	R8	100.0%	—	—	棟	特定緊急輸送道路沿道建築物
		緊	R2	85.5%	R8	100.0%	—	—	棟	一般緊急輸送道路沿道建築物
		区	R2	100.0%	R8	—	—	—	棟	
杉並区	R3	住	R2	90.8%	R7	おおむね解消	—	—	戸	
				87.4%		おおむね解消	—	—	棟	
		特	R2	86.7%	R7	95.0%	—	—	棟	民間特定建築物
		緊	R2	84.2%	R7	※95%未満解消	—	—	棟	特定緊急輸送道路沿道建築物 ※区間到達率
		緊	H29	90.8%	R7	95.0%	—	—	棟	一般緊急輸送道路沿道建築物
豊島区	R3	区	R2	100.0%	R7	—	—	—	棟	
		住	R2	92.0%	R7	おおむね解消	93.5%	6.5%	戸	
		特	R元	86.8%	R7	95.0%以上	—	—	棟	民間特定建築物
		緊	R2	82.3%	R7	100%以上	—	—	棟	特定緊急輸送道路沿道建築物
		緊	R2	88.5%	R7	90.0%以上	—	—	棟	一般緊急輸送道路沿道建築物
北区	R3	区	R3	100.0%	R7	—	—	—	棟	
		住	R2	88.3%	R7	おおむね解消	93.6%	6.4%	戸	
		特	R2	89.3%	R7	95.0%	91.3%	3.7%	棟	民間特定建築物
		緊	R2	88.3%	R7	100.0%	—	—	棟	特定緊急輸送道路沿道建築物
		緊	R2	86.5%	R7	90.0%	—	—	棟	一般緊急輸送道路沿道建築物
荒川区	R2	区	R2	97.2%	R7	100%（できるだけ早期）	—	—	棟	
		住	R元	84.8%	R7	95.0%	89.9%	5.1%	戸	
		特	R元	95.7%	R7	100.0%	96.2%	3.8%	棟	民間特定建築物
		緊	R元	87.3%	R7	95.0%	—	—	棟	特定緊急輸送道路沿道建築物
		緊	R元	—	R7	90.0%	—	—	棟	一般緊急輸送道路沿道建築物
板橋区	R3	区	R元	100.0%	R7	—	—	—	棟	
		住	R2	86.1%	R7	おおむね解消	—	—	戸	
		特	R2	91.4%	R7	95.0%	—	—	棟	民間特定建築物
		緊	R2	90.8%	R7	100.0%	—	—	棟	特定緊急輸送道路沿道建築物
		緊	R2	85.7%	R7	90.0%	—	—	棟	一般緊急輸送道路沿道建築物
練馬区	R2	区	R2	100.0%	R7	—	—	—	棟	
		住	R2	92.4%	R7	95.0%	—	—	戸	
		特	R2	95.1%	R7	95%以上	—	—	棟	民間特定建築物
		特	R2	92.1%	R7	100.0%	—	—	棟	災害時医療機関等
		特	R2	96.7%	R7	100.0%	—	—	棟	私立幼稚園・保育園
足立区	R3	緊	R2	95.8%	R7	100.0%	—	—	棟	特定緊急輸送道路沿道建築物（新耐震含む）
		緊	R2	80.1%	R7	90.0%	—	—	棟	一般緊急輸送道路沿道建築物
		区	R2	100%(全てIs値0.70以上)	R7	改築の際にIs値0.75相当以上	—	—	棟	区立小中学校
		区	R2	100%(全てIs値0.60以上)	R7	大規模改修等に併せてIs値0.75以上	—	—	棟	不特定多数の者が利用する区立施設等
		住	R元	91.4%	R7	95.0%	—	—	戸	
葛飾区	R5	特	R2	88.3%	R7	—	—	—	棟	民間特定建築物
		緊	R2	50.77%	R7	—	—	—	棟	特定緊急輸送道路沿道建築物
		緊	R2	※98.1% (728区間で95%未満)	R7	※99.0% (95%未満の解消)	—	—	棟	特定緊急輸送道路沿道建築物 ※総合到達率（区間到達率）
		区	R2	99.2%	R7	—	—	—	棟	
		住	R2	92.6%	R7	おおむね解消	—	—	戸	旧耐震基準
江戸川区	R2	特	R2	95.9%	R7	おおむね解消	—	—	棟	民間の特定既存耐震不適格建築物
		緊	R2	95.4%	R7	100.0%	—	—	棟	特定緊急輸送道路沿道建築物
		区	R2	100.0%	R7	—	—	—	棟	区有建築物
		住	R元	96%	R7	おおむね解消	—	—	戸	
		特	R元	96%	R7	98.0%	—	—	棟	民間特定建築物
江戸川区	R2	緊	R元	94%	R7	100.0%	—	—	棟	特定緊急輸送道路沿道建築物
		緊	R元	85%	R7	90.0%	—	—	棟	一般緊急輸送道路沿道建築物
		区	R元	100%	R7	—	—	—	棟	

（凡例）住：住宅、特：特定建築物、緊：備考欄参照、区：区所有公共建築物

文京区耐震改修促進計画
【令和５年度末時点での進捗状況検証】
令和７年３月

編集・発行 文京区都市計画部建築指導課
〒112-8555 文京区春日 1-16-21
電 話 03-3812-7111（代表）
（印刷物番号）H0424021